

- ① 総会は代表が召集し、過半数の出席をもって成立するが、過半数に満たないことが予測される場合は、学年総会によりこれを代えることができるものとする。
  - ② 学年総会は、代表、監督及び担当コーチの召集により各学年マネージャーが案内し、開催する。
- (8) 会計報告については、毎年3月31日までにマネージャーから報告を受け 役員会議及び総会、学年総会でこれを保護者に報告することとする。
- (9) 会計年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月末日とする。

## 第2章 育成会

第7条 本会は「御所川 SSD 育成会」と称し、本団入団と同時に全ての保護者で組織し、事務所を会長（総括マネージャー）宅とする。

第8条 本会は、団員の活動と、団活動の目的を達成するため積極的な後援活動に加え、会員相互の親睦を図り会員自らも、スポーツを楽しみ実践し、学童会員の範となるよう活動する事とし、具体的な活動としては次の通りとする。

- (1) 団活動が円滑に運営できるよう援助する。
- (2) 各種大会への応援・援助。
- (3) 各種大会、遠征、移動等に対する援助。
- (4) その他、団の目的達成のための諸活動に対する援助。

第9条 本会会員の中から、総括、会計を選出し、チーム編成に応じてマネージャー（1～2名）を選出する。また、総括、会計は団会費の経理を担当するとともに、総会、学年総会等において会計報告を行うものとする。また、監督等の要請に基づきマネージャー会議等を開催し、スタッフの活動を補佐していくものとする。

第10条 マネージャーの任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。なお、マネージャーは保護者が順次務めるものとする。

## 第3章 細則

### 第11条（入団手続）

入団希望者は、「御所川 SSD」規約を遵守する旨の誓約書に保護者が押印し入団手続きを行うこと。

第12条（練習）毎週土曜日、日曜日、休日の他必要に応じて練習日を決定するが、決定については代表に一任する。

第13条（当番）保護者は練習日等に交替で当番を行うものとする。